

改正

平成24年 7月 1日

平成26年 8月 1日

平成30年 4月 1日

令和 4年 1月 1日

岩国市がけ崩れ災害緊急対策事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岩国市が施行するがけ崩れ災害緊急対策事業（以下「事業」という。）について、山口県がけ崩れ災害緊急対策事業補助金交付要綱（平成 6 年 8 月 31 日山口県制定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施要件)

第 2 条 市長は、次の各号に掲げる要件いずれにも該当する箇所について事業を実施するものとする。

- (1) 傾斜度が30度以上ある急傾斜地
- (2) 災害に伴い崩壊等が発生し、これを放置した場合は、人家 2 戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所
- (3) 急傾斜地の直高が 5 メートル以上の箇所
- (4) 事業費が50万円以上であるもの
- (5) 事業用地を無償提供すること。
- (6) 工事に伴う移転補償がないこと。
- (7) 事業に関係する地権者、受益者その他全ての事業関係人（以下「事業関係人」という。）の同意書（様式第 1 号）が提出されていること。
- (8) 岩国市地域防災計画に土砂災害警戒区域として記載されているもの又は記載されることが確実であるもの
- (9) 砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区、保安林予定森林、保安施設予定地区等他法令の指定区域又は指定予定区域でないこと。

(事業関係人の代表者)

第 3 条 事業の施行を要望する者は、事業関係人の中から代表者（以下「代表者」という。）を選出し、岩国市がけ崩れ災害緊急対策事業関係人代表者届（様式第 2 号）により市長に届け出るものとする。

2 事業において、代表者が事業関係人の取りまとめの責めを負う。

(分担金)

第 4 条 事業の実施により利益を受ける者は、岩国市分担金徴収条例（平成18年条例第223号）の定めるところにより、分担金を納入しなければならない。

2 納入期日までに分担金が納入されないときは、事業を実施しないものとする。

(事業用地)

第 5 条 事業により設置された構造物及びこれを管理するために必要な土地は、寄附申込書（様式第 3 号）により、無償提供するものとする。

- 2 前項の土地は、事業関係人の責任において確保するものとする。
- 3 土地の境界が確定していない場合、相続未登記、真実の権利者がいる場合等により岩国市に寄附手続ができないときは、事業を実施しないものとする。
(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、合併前の岩国市がけ崩れ災害緊急対策事業実施要綱（平成6年9月22日岩国市制定）及び由宇町営事業分担金徴収条例（平成9年由宇町条例第25号）（以下「合併前の条例等」という。）の規定になされた同意、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前から継続している事業に係る寄附金については、なお合併前の条例等の例による。

附 則（平成24年7月1日）

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成26年8月1日）

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の岩国市がけ崩れ災害緊急対策事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）第3条及び第5条の規定によりされた届出等は、この要綱による改正後の岩国市がけ崩れ災害緊急対策事業実施要綱第3条及び第5条の規定によりされた届出等とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。